

JIS

多目的インターネットメール拡張(MIME)― 第2部：メディア型

JIS X 5810-2 : 2008

(JSA)

平成 20 年 3 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準部会 情報技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	石 崎 俊	慶應義塾大学
(委員)	浅 野 正一郎	国立情報学研究所
	大 石 奈津子	財団法人日本消費者協会
	大久保 彰 徳	社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会
	笥 捷 彦	早稲田大学
	加 藤 泰 久	日本電信電話株式会社
	岸 淳 一	日本銀行金融研究所
	木 戸 彰 夫	日本アイ・ビー・エム株式会社
	後 藤 志津雄	株式会社日立製作所
	塩 沢 文 朗	財団法人日本規格協会
	設 楽 哲	社団法人電子情報技術産業協会
	関 根 千 佳	株式会社ユーディット
	高 橋 真理子	財団法人日本情報処理開発協会
	田 中 宏	総務省
	中井川 禎 彦	総務省
	中 山 康 子	株式会社東芝
	平 野 芳 行	日本電気株式会社
	伏 見 諭	社団法人情報サービス産業協会
	藤 村 是 明	独立行政法人産業技術総合研究所
	宮 澤 彰	国立情報学研究所
	山 本 喜 一	慶應義塾大学
	渡 辺 裕	早稲田大学
(専門委員)	安 藤 栄 倫	財団法人日本規格協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 20.3.20

官 報 公 示：平成 20.3.21

原 案 作 成 者：財団法人日本規格協会

(〒107-8440 東京都港区赤坂 4-1-24 TEL 03-5770-1571)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準部会 (部会長 二瓶 好正)

審議専門委員会：情報技術専門委員会 (委員長 石崎 俊)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 基準認証ユニット情報電子標準化推進室 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 総則	1
1.1 適用範囲	1
1.2 概要	1
1A 引用規格	2
2 最上位メディア型の定義	3
3 初期最上位メディア型の概要	3
4 個別メディア型値	4
4.1 text メディア型	4
4.2 image メディア型	8
4.3 audio メディア型	8
4.4 video メディア型	8
4.5 application メディア型	9
5 複合メディア型値	12
5.1 multipart メディア型	12
5.2 message メディア型	20
6 実験メディア型値	30
7 要約	30
8 セキュリティへの考慮	30
附属書 A (参考) 文法一覧	31
附属書 B (参考) RFC 1521, 1522 及び 1590 からの変更点	33
附属書 C (参考) 参考文献	35
解 説	37

まえがき

この規格は、工業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、財団法人日本規格協会(JSA)から、工業標準原案を具して日本工業規格を制定すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本工業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に係る確認について、責任はもたない。

JIS X 5810 の規格群には、次に示す部編成がある。

JIS X 5810-1 第 1 部：インターネットメッセージ本体のフォーマット

JIS X 5810-2 第 2 部：メディア型

JIS X 5810-3 第 3 部：非 ASCII テキストへのメッセージヘッダ拡張

JIS X 5810-5 第 5 部：適合基準

多目的インターネットメール拡張(MIME)－ 第 2 部：メディア型

Multipurpose Internet Mail Extensions (MIME)－Part 2: Media Types

序文

この規格は、1996 年 11 月に Internet Engineering Task Force (IETF) から公表された RFC 2046, Multipurpose Internet Mail Extensions (MIME) Part Two: Media Types を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で側線を施してある箇所は、RFC 2046 にない事項である。

インターネット公式プロトコル規定 STD 11 である RFC 822 では、US-ASCII メッセージヘッダについて多くの詳細を規定したメッセージ表現プロトコルを定義しているが、メッセージ内容、すなわち、メッセージ本体については、構造のない US-ASCII テキストだけとしている。JIS X 5810 の規格群は、多目的インターネットメール拡張又は MIME と総称され、次のことを可能とするために、メッセージのフォーマットを再定義する。

- a) US-ASCII 以外の文字集合でのテキストのメッセージ本体
- b) 非テキストのメッセージ本体のための異なるフォーマットの拡張集合
- c) マルチパートのメッセージ本体
- d) US-ASCII 以外の文字集合でのテキストのヘッダ情報

MIME を規定する JIS X 5810 の規格群は、RFC 934, STD 11 及び RFC 1049 に文書化されている初期の成果に基づくが、それらを拡張及び改正する。RFC 822 では、メッセージ本体についてはごくわずかに示しているだけなので、JIS X 5810 の規格群の大部分は、RFC 822 の改正というより、RFC 822 を補う。

1 総則

1.1 適用範囲

この規格は、JIS X 5810 の規格群の第 2 部であり、MIME メディア型付けシステムの一般的構造を定義し、メディア型の初期集合について定義する。

注記 JIS X 5810 の規格群の第 1 部(JIS X 5810-1)の原規定は RFC 2045, 第 2 部(JIS X 5810-2)の原規定は RFC 2046, 第 3 部(JIS X 5810-3)の原規定は RFC 2047, 第 5 部(JIS X 5810-5)の原規定は RFC 2049 である。RFC 2045, RFC 2046, RFC 2047 及び RFC 2049 は、RFC 1521, RFC 1522 及び RFC 1590 の改正であって、RFC 1521, RFC 1522 及び RFC 1590 は RFC 1341 及び RFC 1342 の改正であった。附属書 B に、過去の版との違い及び変更について記載する。

1.2 概要

JIS X 5810 の規格群の最初であって、RFC 2045 を原規定とする JIS X 5810-1 では、Content-Type を含む多くのフィールドを定義している。Content-Type フィールドは、メディア型及びメディア下位型の識別子